

臨時免許状の授与申請

任用者・
雇用者向け

兵庫県教育委員会 <担当課 教職員企画課>

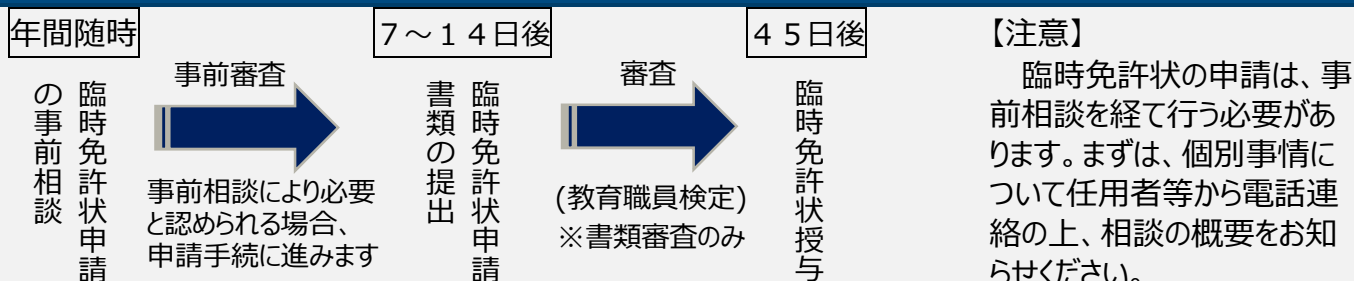
はじめに（臨時免許状の概要）

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、採用候補者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより、都道府県教育委員会が授与できる免許状です。任命（雇用）しようとする者からの申請に基づき、教育職員検定に合格した方に授与されます。授与された都道府県でのみ有効で、有効期間は3年間（更新なし）です。

申請手続者

普通免許状を有する者を配置又は採用できない場合に限り、相当の専門性を持った候補者を、常勤の講師として任命（雇用）しようとする者
※県立学校、市町教育委員会（市町立学校の場合）、国・私立学校が手続者となります

申請手続スケジュール<すべて、年間通じて随時行っています>



手数料

3,400円（免許状1種類につき。兵庫県収入証紙による。）

申請書様式・添付書類

- (1) 教育職員検定・免許状授与申請書
- (2) 誓約書
- (3) 履歴書
- (4) 戸籍抄本
- (5) 最終学校の卒業証明書または修了証明書
- (6) 人物に関する証明書
- (7) 身体に関する証明書
- (8) 最終学校の学業成績証明書（申請免許の分野の評価が分かる学校）など

※そのほか、臨時免許状申請の事前相談の際、様式・添付書類の詳細を連絡します。

免許状の送付（標準処理期間）

- ・事前相談 14日
- ・臨時免許状送付 45日（事前の相談期間を除く。）

リンクリスト

兵庫県教委ホーム

➤ <https://www2.hyogo-c.ed.jp/weblog2/board-bo/>

教職員企画課ホーム

➤ <http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/>

教員免許

➤ <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kyoshokuin-bo/NC3/>

申請・お問い合わせ先

詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

兵庫県教育委員会事務局教職員企画課 免許担当

電話番号：078-341-7711（代表） 内線 5622

窓口受付時間 平日 9:00～11:30、13:30～17:00

| お問い合わせ |

mailto:kyoushokukikaku@pref.hyogo.lg.jp